

太田市告示第 56 号

令和 7 年 2 月 2 0 日付け（太田市告示第 8 号）で告示した太田農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という。）第 1 3 条第 4 項において準用する法第 1 2 条第 1 項の規定により告示する。

なお、法第 1 3 条第 4 項の規定において準用する法第 1 2 条第 2 項の規定により、当該変更後の太田農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 30 日

太田市長 穂 積 昌 信

1 . 縦覧場所

太田市新田金井町 2 9 番地
新田庁舎 農政部 農業政策課

2 . 縦覧期間

令和 7 年 4 月 30 日以降、常時据え置く。